

国土調査の指定

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 6 条第 3 項の規定により、次の地籍調査を国土調査として指定したので、同条第 5 項の規定により公表する。

島根県知事 丸山 達也

| 国土調査として 指定した年月日 | 調査を行う者の 名称 | 調 査 地 域 | 調 査 期 間 |
|--------------------|---------------|---------|--|
| 令和 6 年 5 月 1 日 | 高津川森林組合 | 道川 3 | 令和 6 年 5 月 7 日から 令和 6 年 12 月 28 日まで |